

群馬大学理工学部及び大学院理工学府運営規程

平成26. 4. 1 制定

改正 令和 3. 4. 1

令和 7. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、理工学部（以下「学部」という。）及び大学院理工学府（以下「学府」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(学部長及び学府長)

第2条 学部長は、群馬大学大学院学則第4条第5項の規定により学府長とする。

2 学府長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(副学部長及び副学府長)

第3条 学部及び学府に、副学部長及び副学府長を置く。

2 副学部長及び副学府長に関し必要な事項は、別に定める。

(類長、プログラム長、専攻長及び部門長)

第4条 学部の類及びプログラム、学府の専攻及び各部門に、それぞれ類長、プログラム長、専攻長及び部門長を置く。

2 プログラム長は、当該プログラムの教授の合議により推薦された教授をもって充て、類長は、プログラム長の互選により選出された教授をもって充てる。

3 専攻長は、学府長をもって充てる。

4 学府長は、部門長候補者を学長に推薦する。

5 部門長、専攻長及びプログラム長に関し必要な事項は、別に定める。

(学府プログラム長及び領域長)

第5条 学府博士前期課程理工学専攻の各プログラム及び学府博士後期課程理工学専攻の各領域に、プログラム長及び領域長を置く。

2 プログラム長は、前条第2項のプログラム長が兼任し、領域長は、各プログラムの合議により選出された教授をもって充てる。

3 前項の領域長は、改組前の学府博士前期課程理工学専攻の教育組織（教育プログラム）の長を兼ねるものとする。

(教授会)

第6条 教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(教員会議)

第7条 学部及び学府の運営に関する事項を協議するため、教員会議を置く。

2 教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、学府教授会の議を経て、学府長が行う。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。